

ゲノム編集食品表示は、なぜ義務化されるべきなのか

■ゲノム編集食品（ゲノム編集技術応用食品）とは？

定義：ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術です。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組み換えDNA技術（遺伝子組み換え）」となり、食品表示基準で表示が義務づけられています。一方、外来遺伝子が残っていない場合は「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はありません。

上市の条件：ゲノム編集技術応用食品は、任意の「届出」が推奨されています。届出前に、非公開の「事前相談」が行われます。所管は消費者庁（2024年3月までは厚生労働省）。

現状：日本国内で届出されたゲノム編集食品は、トマト（4品種）、トウモロコシ、ジャガイモ、マダイ（2系統）、トラフグ（2系統）、ヒラメ、ティラピアの10品目。そのうち、市場流通しているのはトマト（1品種）、マダイ、トラフグ、ヒラメの4品目（2025年11月20日現在）。

■なぜゲノム編集食品の表示が必要なのか？

◎消費者の知る権利・選ぶ権利

消費者基本法では、消費者は商品などに関する正確かつ充分な情報を得る権利があり、また自分の意思で商品などを選択できる権利があるとされています。この知る権利・選ぶ権利を担保するためにも、ゲノム編集食品の表示は義務化されるべきです。

とくに動物に関しては、アニマルウェルフェア（動物の福祉）の観点からゲノム編集による遺伝子操作（品種改良）そのものに対して否定的な意見も少なくありません。倫理的・宗教的観点からも、消費者が知らないうちにゲノム編集食品を購入・消費させられることがないようにするためにも、表示の義務化は必要です。

◎技術的には可能

ゲノム編集食品の表示を義務化しない理由として、「表示をしていないときに、違反しているかどうか科学的に検証できないから、義務化はできない」と説明される場合があります。

しかし、社会的検証（トレーサビリティ）を行うことで、ゲノム編集食品が使用されているかどうかは確認できます。現在、食の安全を確保するために、さまざまな食品でトレーサビリティが実施されています。原料原産地表示でも社会的検証による管理が行われています。ゲノム編集食品でも、それは可能です。

◎消費者は表示を求めている

消費者庁が行った「食品表示に関する消費者意向調査」（※1）では、6割弱の消費者がゲノム編集食品の表示を求めていました。一方、「表示はいらない」と回答した人は1割程度でした。

また、市民団体（日本消費者連盟と遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン）が呼びかけた署名「すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求めます」には、44万7,000筆以上の署名が集まっています。

※1 「令和6年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2024/assets/food_labeling_cms201_250620_01.pdf

◎世界の動向

EUではゲノム編集食品の流通に関しては規制緩和が議論されていますが、流通の際には表示が義務化される可能性もあります。表示が義務化されると、日本からの輸入品にも課せられると考えられます。

EU圏から日本への旅行客は、同様の表示を日本の食品にも期待します。また、輸出を視野に入れた食品生産のためにも、ゲノム編集食品の表示の義務化は必要です。